

食鳥処理場検査室独自導入パソコン及びモバイルルーター・SIMカード の賃貸借及び保守仕様書

第1 目的

パーソナルコンピュータ及びデータ送信環境用機器（以下「物品」という。）の導入について、必要な仕様を定める。

第2 契約の範囲

本契約の範囲は、物品の借入、搬入据付、調整、検査、保守及び甲に対する諸手続を含むものとする。

本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、請負者（以下「乙」という。）において充足するものとする。

第3 物品の仕様

以下の仕様を備えたものとする。

1 ノートパソコン

(1) 型	NEC Versa-Pro タイプVX
(2) CPU性能	Core i5-1335U（最大4.60GHz）以上
(3) メモリ	16GB以上
(4) 補助記憶装置	
① SSD	500GB以上、本体内存型
② DVD/CDドライブ	DVDスーパーマルチドライブ、装置は本体内存型
(5) 表示機能	
① ディスプレイ	15.6インチ以上フルHD
③ 解像度等	1,366×768ドットHD
(6) 入力装置	
① マウス	USBセンターマウス（ブラック）スクロールホイール付
② キーボード	JIS標準配列準拠（テンキー付）
(7) 電源	小型軽量 ACアダプタ
(8) バッテリ駆動時間	リチウムイオン式、内蔵型
(9) 外部インターフェイス	
① USB端子	USB Type-A 3.0以上×3個以上 USB Type-C 3.2以上×1個以上
② ディスプレイ	
(10) ネットワーク	有線LAN（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Remote Power On（Wake on LAN）機能対応） 無線LAN（Wi-Fi 6E（2.4Gbps）対応（IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n））、Bluetooth
(11) OS	Microsoft Windows 11 Professional 64bit
(12) ソフトウェア	
① オフィス	Microsoft Office Home&ビジネス 2024
② PDF作成編集	JUST PDF 6 Pro 8式（インストールメディア含む）
③ セキュリティ対策	ESET NOD32アンチウイルス 5年間 8ライセンス
(13) 盗難防止器具	パーソナルコンピュータの持ち出しを防止する器具（ワイヤーケージ、ダイヤルキー）を設置すること。

(14) 環境配慮事項	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第100号、通称『グリーン購入法』）適合品であること。
(15) その他	出荷時の状態及びカスタマイズ（詳細は別途指示する）後の状態まで自動的にインストールされる再セットアップ CD-ROM又はDVDを添付すること。

・パソコンについては仕様書に記載されている機器及びソフトについて、動作が保証されていること。

2 データ送信環境用機器

モバイルルーター：SIM カードを装備し、8 か所の本事業所から本検査所にメールが送信できる環境を有する。

専用クレドール：モバイルルーターに LAN 接続を可能とするために、LAN インターフェースを備えることができる

クレドール（オプション）を準備すること。

SIM カード：8 か所の本事業所から月間 30GB のデータ送信を可能とする。

3 メールアドレス8個以上

本事業所から本検査所への疾病データ送信については、インターネット接続環境とメーラーを利用するものとする。

本事業所の8台の食鳥検査システム PC に、メールアドレスを付与すること。

4 その他

・設置に必要なとなる機器接続用の装置・ケーブル等や設置に必要な電源タップもすべて含むものとする。

第4 調達期間

令和7年11月6日から令和7年11月30日までに物品の導入、据付を行うこと。

第5 運送及び保管

乙は、甲に引渡しを完了するまでの間、物品の材料の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故について、その責を負うものとする。

第6 補償及び保守

乙は、納入したPCについては、常に良好な状態に保つため、物品に精通した保守要員により常時保守できる体制をとるとともに、納入した物品の稼働環境を確保するため、保守要員を甲の要請後概ね半日以内には現地に到着できる保守体制を確保すること（保守体制の連絡、報告等については、別紙の連絡体制表による）。

※ PCの保守にあつては、甲の使用者における重大な過失による故障以外は全て保守の対象とし、ディスプレイ及びバッテリー等についても同様とする。

※ PCの故障修理は、原則、現地で行うこと。

第7 物品の設置場所、数量等

1 物品の設置場所

- ① （株）エビス商事 都城市豊満町980の1
- ② （株）児湯食鳥都城工場 都城市高城町桜木1069番地5
- ③ 宮崎くみあいチキンフーズ（株）都城食品工場 都城市上水流町2832
- ④ エビスプロイラーセンター（株）小林市野尻町紙屋3098

- ⑤ 宮崎サンフーズ（株） 児湯郡新富町大字新田4180
- ⑥ 宮崎くみあいチキンフーズ（株）川南食品工場 児湯郡川南町大字平田字元原6655番地5
- ⑦ （株）児湯食鳥本社工場 児湯郡川南町大字川南21622の1
- ⑧ 日本ホワイトファーム（株） 日向市美々津町2277

2 物品の数量 8基

第8 その他

- 1. 物品の供給及び稼働については乙が責任を負うこととし、物品の部品等の供給を担保すること。
- 2. 導入するパーソナルコンピュータには、導入年月、リース期間、所属名、ハードウェア管理番号、コンピュータ名等の内容を記載したラベル、また保守を行う連絡先を記載したラベルを貼り付けるものとする（詳細については別途指示）。また、乙は上記のハードウェア管理番号等を掲載した一覧ファイルを電磁的記録媒体で甲に提供すること。
- 3. 契約満了に伴う物品の返還については、乙が物品の設置場所に出向いて回収すること。回収日程等については、別途衛生管理課の指示に従うこと。また、物品の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。
- 4. 物品については、リース満了後、全部又は一部について再リースを行う可能性がある。